

一般社団法人 塩屋商店会開館「しおみちゃんの家」の管理・運営規則

制定 2013（平成25）年4月12日

改訂 2021（令和3）年10月1日

この度兵庫県及び神戸市の助成を得て、一般社団法人 塩屋商店会の所有である「しおみちゃんの家」1階（2013年3月）及び2階（2021年10月）部分を、地域の交流・親睦に利用できるように改修を行いました。「しおみちゃんの家」が、商店会と地域にとって活かせるよう、運営上の規則を定めるものとします。

（名称および所在地）

第1条 一般社団法人 塩屋商店会会館（地域交流センター「しおみちゃんの家」）（以下「しおみちゃんの家」という）と称し、垂水区塩屋町3丁目6番15号に置く。

（目的）

第2条 商店会の諸行事。運営のための会議などに使用するとともに、地域の憩いの場・交流・親睦の場として活用することを目的とします。

（管理・運営）

第3条 「しおみちゃんの家」の管理・運営は、商店会理事会が行います。

2 「しおみちゃんの家」の利用時間は午前8時～午後10時とします。

3 地域交流センター「しおみちゃんの家」の解放は午前10時～午後6時とします。但し、他の目的で利用している間は、トイレのみの開放とします。

（利用申請および承認）

第4条 「しおみちゃんの家」を専用利用する場合は、利用5日前までに所定の申請書を商店会代表理事（会長）に提出し、承認を受けなければなりません。

2 商店会会員は3ヵ月前から、非会員は2ヵ月前から利用申請が出来ます。

（利用の不承認）

第5条 代表理事（会長）は、次のいずれかに該当するときは利用を承認しない。

(1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) その他管理上支障があると認められるとき。

（利用料）

第6条 専用利用する場合は、利用料を納めなければなりません。

1階	午前	(9時～13時)	非会員	3000円
	午後	(13時～17時)	非会員	3000円
	終日	(9時～17時)	非会員	5000円

※会員は終日 1000円

2階	午前	(9時～13時)	会員	1500円	(非会員	3000円)
	午後	(13時～17時)	会員	1500円	(非会員	3000円)
	終日	(9時～17時)	会員	2500円	(非会員	5000円)

第7条 次のいずれかの場合は、利用料を免除します。

- (1) 商店会(会員)が利用するとき。但し、販売など営利を伴うときは免除しない。
- (2) 官公署が、地域住民の防災・福祉等のために使用するとき。
- (3) その他代表理事(会長)が必要と認めるとき。

(損害賠償)

第8条 利用者は、利用に際して建物および設備・備品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(利用条件の変更等)

第9条 代表理事(会長)は、次のいずれかに該当するときは利用条件を変更し、または利用を停止もしくは利用承認を取り消すことがあります。

- (1) 利用者がこの規則に違反するとき。
- (2) 利用者が利用の目的または条件に違反したとき。
- (3) その他、代表理事(会長)が必要と認めたとき。

(利用上の注意事項)

第10条 利用者は、利用に際して次の事項を守らなければなりません。

- (1) 利用にあたっては、騒音等で近隣に迷惑や不快感を与えてはなりません。
- (2) 出火予防に心がけ、禁煙を守りゴミは持ち帰りとします。
- (3) 使用した設備・備品は元の場所に戻し、清掃を行い、照明・空調等のスイッチ点検、扉等の施錠の確認をおこなって下さい。

(付記)

第11条 その他、細則については別途の定めとします。

2 「管理・運営規則」の改訂は、理事会の決議で行われます。